## JAF登録車両規定

※下線部:変更箇所

改正案	現行規定
第1条~第3条 【略】	第1条~第3条 【略】
第4条 登録申請の手続き	第4条 登録申請の手続き
JAF所定の申請 <u>方法にて</u> 登録申請料を添えて申し込むこと。	JAF所定の申請 <u>書に</u> 登録申請料を添えて申し込むこと。
第5条~第9条 【略】	第5条~第9条 【略】
第10条 本規定の施行	第10条 本規定の施行
本規定は、 <u>2025年4月1日</u> より施行する。	本規定は、2014年4月1日より施行する。
以上	以上